

店舗や診療所等のバリアフリー整備に助成します

墨田区内の店舗や診療所等について「東京都福祉のまちづくり条例」の基準に合った整備をしていただく方に対し、その費用の一部を助成します。

《助成対象者》

助成対象者は、中小企業者、社会福祉法人、個人等です。

ただし、次の場合は対象になりません。

- ・住民税（法人にあっては法人住民税）を滞納している方
- ・墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団関係者
- ・既に助成金の交付を受けている方で、前回から5年間が経過していない場合

《助成対象事業》

墨田区内の対象となる施設について、東京都福祉のまちづくり条例の基準に合った整備をする以下の事業が助成の対象となります。

- ・手すり及びスロープ（出入口に係るものを除く。）を整備する事業
- ・出入口を整備する事業
- ・便所内を整備する事業
- ・エレベーターを整備する事業

ただし、単なる老朽化や、墨田区と同種助成金の対象となった場合は、対象外となります。

《助成金交付額》

事業のために必要と認めた経費の1/2で、かつ予算の範囲内補助上限額は、以下のとおり

- （※1,000円未満切り捨て、消費税及び地方消費税を含む。）
- ・手すり及びスロープの整備費用 20万円
 - ・出入口の整備費用 50万円
 - ・便所内の整備費用 50万円
 - ・エレベーターの整備費用 100万円

《助成金の申請》

「助成対象認定申請」は、必ず工事着工前にしてください。工事着工後は受けることができません。

ご相談・お問い合わせは

墨田区福祉保健部厚生課厚生係
03-5608-6150

